

6土第373号
令和6年12月5日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認方法について（通知）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことを踏まえた、監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認方法について、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、この度の確認方法の見直しを踏まえ、「建設業許可申請の手引き」及び「経営規模評価申請及び総合評定値請求要領」を追って改正する予定です。

つきましては、当該通知についてその趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話:089-912-2643（係直通）